

一般財団法人 2028 年技能五輪国際大会日本組織委員会 事務局組織規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人 2028 年技能五輪国際大会日本組織委員会（以下「当法人」という。）の定款第42条第4項の規定に基づき、当法人の事務局の組織及び職制に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 当法人の事務局には、本部事務所のほかに、必要に応じて事務所その他 の組織を置くことができる。

- 2 会長は、この規程により業務を処理しがたいものについては、特別の組織又は顧問その他の職制を設けることができる。
- 3 会長は、業務遂行のため必要な場合は、第5条から第8条までの規定に定める分掌に関わらず、プロジェクトチーム等を設けることができる。

(職制)

第3条 当法人の事務局に事務総長及び必要な職員を置く。その職名は、次表の左欄とし、その職務は同表右欄に掲げるものとする。

職名	職務
事務総長	事務局の局務を掌る。
事務局長	事務総長を補佐し、事務局の局務を掌る。
部長	上司の命を受け、部の事務を統括し所属の職員を指揮監督する。
課長	上司の命を受け、課の事務を統括し所属の職員を指揮監督する。
専門役	上司の特命を受け、特任事務を処理する。
係長	上司の職務を補佐し、担任事務を処理する。
係員	上司の命を受け、担任業務を処理する。

(本部事務所の組織)

第4条 当法人の組織及び事務所の所在地は次表のとおりとする。

名称	所在地
総務部	総務課
	財務課
	広報課

技術部	技術課	
-----	-----	--

(総務課の分掌事務)

第5条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 法人運営に関すること。
- (2) 評議員会、理事会等に関すること。
- (3) 職員の人事、服務及び労務に関すること。
- (4) 公印の保管及び文書管理に関すること。
- (5) 内部統制及びコンプライアンスに関すること。
- (6) 情報公開に関すること。
- (7) 大会の総合的な企画調整に関すること（他の課の所掌部分を除く）。
- (8) WSIとの連絡調整に関すること（他の課の所掌部分を除く）。
- (9) 情報システム及びセキュリティ対策に関すること。
- (10) 上記各号のほか他の課の所掌に属しないものに関すること。

(財務課の分掌事務)

第6条 財務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 予算、決算に関すること。
- (2) 収入および支出に関すること。
- (3) 資金計画、資金調達に関すること。
- (4) 財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (5) 監査に関すること。
- (6) 法人全体の契約業務に関すること。
- (7) その他財務に関すること。

(広報課の分掌事務)

第7条 広報課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大会の広報業務に関すること。
- (2) WSIとの広報的事項の連絡調整に関すること。
- (3) 報道機関等との連絡調整に関すること。
- (4) メディアセンターの整備、運営に関すること。
- (5) 商標に関すること。
- (6) マーケティングに関すること（他の課の所掌部分を除く）。
- (7) その他広報に関すること。

(技術課の分掌事務)

第8条 技術課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 競技実施のための技術的事項に関すること。
- (2) WSIとの技術的事項の連絡調整に関すること。
- (3) 競技会場に関すること。
- (4) 競技用資機材等に関すること。
- (5) 競技情報システム(CIS)に関すること。
- (6) ワークショップマネージャ(WM)等に関すること。
- (7) その他大会の技術的事項に関すること。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、当法人の事務局組織に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、令和7年8月7日から施行する。